

学界報告

〔学会名〕

第三届“中国法律史前沿問題”学术研討会

〔発表題目〕

西漢錢法的変遷

〔大会期間〕

平成29年11月25日(土)～

平成29年11月27日(月)

〔場所〕

中国・厦门市（厦门大学）

近年中国法史の新史料・新問題が次々に出現したことによって、中国法律史を研究する者が一堂に会し討論することが研究推進の上で不可欠となったとの認識から、厦门大学法学院の主催する国際会議が「中国法律史前沿問題」学術会議である。前沿問題とは最前線の問題という意味である。2011年、2013年につぎ、今回が第三回の開催で、中国人民大学法学院との共同主催である。本会議の主題は、中国法史の新材料、新方法、新理論、新問題を討論することと表明されている。

今回参加した研究者は、中国、香港、台湾、日本、アメリカから約50名であり、そのうち22人が発表した。一人当たり15分の発表と、あらかじめ指名された評論者による10分の評論という形式で行なわれた。おおむね時間は守られたが、次第に予定時間を超えたため後日に発表順が変更されたのがあったのは止むを得ない措置である。

会議開催の趣旨にあるとおり、新史料の発掘、新しい方法・考え方を提示するものが多くなったが、中国研究者と共に通する課題が明確に現れてもいた。やや強引に22の発表を区分すると、新史料の提示では、石刻史料に現れる法律、竹簡史料、他書に引用されて伝えられた史料、などが紹介され、それを使って新しい知見が披露された。詩歌中に見える法律を扱ったもの、仏教が法律に及ぼした影響を

論じたものもあり、意外な組み合わせの中に新しい史料を発掘したものといえる。少数民族の佃契を論じた研究はこれまであまり取り上げられなかつた歴史事象に光をあてたものである。従来よく知られた史料を新しい視点で再解釈を加えた発表も2—3編あった。私の発表もその一つである。

私がもっとも印象深く感じたのは、中国前近代の伝統法が清末以降の近代化の過程で新しい法概念と遭遇してどのように変容したかという問題を論じた研究が8本に及んだことである。中国前近代において法源は国法・人情・天理の3つといわれる。裁判官はこの3つを常に意識しながら審理することになる。一方現代中国はしばしば法治よりも人治といわれる面がある。伝統法は中国が古くから発展させてきた法体系であるのに対し、近代法の骨格は西洋近代に発達した思想に基づくものである。中国の近代化過程において、伝統法から近代法への移行は、原理の転換をともなう大きな変革であったことは言うまでもない。その過程で様々な矛盾・問題が発生しながらも、伝統法はしだいに克服されてきたのだろうが、完全に克服されたかといえば、評価は分かれることになる。現在なお人治が優先するように見える場合があるのも、伝統を継承する面があるからだと言えるのかもしれない。実はこのような曖昧な言い方しかできないのは、法における伝統と近代の問題が具体的に明らかになっていないことによるのだろう。本会議の三分の一をこえる発表が、これをテーマとするのは、いかにそれが現代中国の現実の課題であるかを示している。

(宮澤 知之)